



大切な農地を次世代につなげよう

農地の貸し借りは 農地バンク事業で!

地域で話し合った地域農業の将来像の実現に向け
公的機関である静岡県農地バンクが農地の貸し借りを行っていきます。

写真提供: 静岡県観光協会



農地バンク事業は...

- 市町が策定する地域計画(目標地図)を実現するために事業を実施します。(裏面参照)
- 市街化区域外であれば農地バンク事業での貸借が可能です。
- 賃貸借、使用貸借どちらでも契約することができます。
- 賃貸借は金納のみです。出し手・受け手それぞれに賃借料の「1%+消費税」の手数料がかかります。
- 荒廃農地である場合や受け手を探しても見つからない場合などは借受けできないことがあります。

農地バンク事業のご相談は

お近くの市町、JA、農業委員会(農業委員、農地利用最適化推進委員)、または 静岡県農地バンクへ



静岡県農地バンクからのお知らせ

今後、農地バンクの運用が大きく見直されます!

現行 (農用地利用配分計画)

農地バンクが、農地の出し手(地権者)から農地を借り受け、受け手(農業者)を公募した上で貸し付けを行う。

受け手を
公募して
貸付け



改正後 (農用地利用集積等促進計画)

市町が地域の話合いを基に、農業委員会・農地バンクなど関係機関と協力して「目標地図※」を作成する。

農地バンクが、農地の出し手(地権者)から農地を借り受け、目標地図に表示された受け手(農業者)に貸し付けを行う(農地バンクによる借受公募は廃止)。

農地バンクが貸借

目標地図の策定、地域の話合いにより、出し手・受け手を調整。



目標地図に
基づいて
貸付け



※運用の見直し時期などは、市町によって異なります。まずは、お住まいの市町担当課にお問い合わせください。

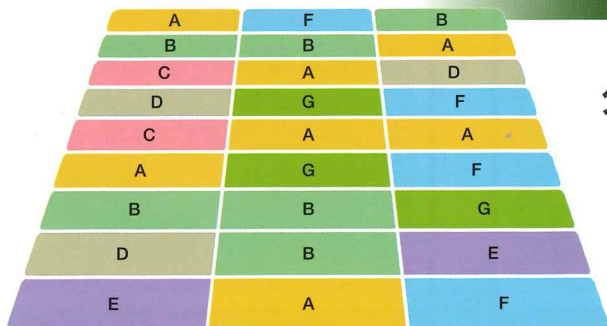
※「目標地図」: 将来の農地利用の姿を描いた地図。農地1筆1筆に農業者が貼り付けられる。

農地の集積・集約化を進めよう!

現在

農地バンク事業

将来



分散した農地を
担い手の
Aさん、Bさん、
新規就農者に
集積・集約化



静岡県農地バンク(静岡県農業振興公社)が、サポートします!



ぜひ
ご利用
ください!



本社 農地集積課 ☎054-250-8989 〒420-0853 静岡市葵区追手町9-18 [静岡中央ビル7階]

駐在 東部駐在 ☎055-924-3993 〒410-0055 沼津市高島本町1-3 [東部農林事務所内]

富士駐在 ☎0545-65-2261 〒416-0906 富士市本市場441-1 [富士農林事務所内]

中部駐在 ☎054-283-0650 〒422-8031 静岡市駿河区有明町2-20 [中部農林事務所内]

志太榛原駐在 ☎054-646-2122 〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋362-1 [志太榛原農林事務所内]

中遠駐在 ☎0538-35-1335 〒438-8558 磐田市見付3599-4 [中遠農林事務所内]

西部駐在 ☎053-458-7105 〒430-0929 浜松市中区中央1丁目12-1 [西部農林事務所内]

Q 静岡県 農地中間管理

検索

<https://www.shizuoka-nk.or.jp/t-kanri/>